

## インターンシップに係わる単位認定に関する規程

制 定 平成12年10月18日

最終改正 令和4年2月10日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校におけるインターンシップに係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この規程におけるインターンシップによって単位と認定される対象は、企業、官公庁又は大学において行うインターンシップにふさわしいと各学科及び校長が認めたものとする。

(単位認定科目と認定の条件)

第3条 インターンシップに対応する単位認定科目名は、「特別演習（インターンシップ）」とし、原則として6日間以上12日間未満を1単位とし、12日間以上を2単位とする。また、単位認定に際しては、事前のガイダンスと事後の発表会を含むものとする。

(認定単位数)

第4条 認定される単位数は資格取得に係わる単位、大学、他高専における履修に係わる単位及びキャリア教育に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

(単位認定申請)

第5条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、2月末までに修了証明書等を添えて校長に申請するものとする。ただし、第5学年にあっては、1月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、判定会議の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。ただし、上級学年への進級単位としては認めない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、企業、官公庁又は大学において行うインターンシップについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年10月18日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。
- 3 この規程の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧規程は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまることになった者で、第2項の学年に在籍することになった者については、この規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者（学年課程の修了が認められず、平成29年4月1日に第1学年に在籍することになった者を除く。）に係る認定単位数は、この規程第4条の規程にかかわらず、資格取得に係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて6単位以内とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年度以前に入学した者に適用し、対象者がいなくなるのを待って廃止する。